

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年6月5日（火）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 11 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案 第 14 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 第 7 議案 第 15 号 平成 30 年度富山県農業政策に関する提言について
- 第 8 議案 第 16 号 魚津市農業委員会「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について
- 第 9 議案 第 17 号 魚津市農業委員会「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年6月5日(火)
 2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 14名
 - 1番 北田 直喜
 - 2番 谷越 彦茂
 - 3番 沖本 喜久雄
 - 4番 野崎 努
 - 5番 小坂 芳夫
 - 6番 谷口 敬蔵
 - 7番 石坂 誠一
 - 8番 中山 修
 - 9番 徳本 久邦
 - 10番 原 武雄
 - 11番 関口 たず子
 - 12番 中田 登與志
 - 13番 中島 悦子
 - 14番 杉山 篤勇
 5. 総会に欠席した農業委員の数 0名
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 7名
 - 上中島地区 溝口 敏正
 - 上野方地区 本田 新一
 - 加積地区 畠山 勇
 - 天神地区 幅 昭夫
 - 道下地区 大崎 章博
 - 経田地区 寺口 則康
 - 西布施地区 谷崎 雅彦
 7. 議事録署名委員
 - 8番 中山 修
 - 11番 関口 たず子
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 浦田 誠
 - 庶務係長 五十嵐 孝
 - 主任 杉本 ゆき子
 - 主事 高木 宣行
 - 主事 横田 悠介
-

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度6月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、8番中山委員、11番関口委員にお願いいたします。

議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

今月の申請は上中島地区の1件のみで面積が1,583㎡です。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第10号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各基準を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま
す。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

野崎委員： ゆかり営農組合は議案の住宅地区でいうと左側の方にありまして、川縁地区の集落営農組織です。事務局説明のとおり、問題無いと思
います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明を求めましたが、今
回は、地区担当推進委員も出席しておられますので、何かご意見が
ありましたらご発言願います。

溝口委員： 特に問題ないと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第10号は許可決定いたします。
議案第11号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意
見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意
見決定についてご説明します。5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は2件ございました。転用別内訳は、表のとおり
で、地区別の内訳は経田地区1件、天神地区1件、合計面積が
217㎡です。それでは6ページ目の総括表を読み上げてご説明いた

します。

【議案第11号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： では、担当確認委員の説明をお願いします。

徳本職務代理： 受付番号1番経田地区につきまして杉山委員ご説明願います。

杉山委員： 申請者は大家族でありまして、自家所有車が農作業用の軽トラを含めまして7台あります。屋外では屋根雪の下になるということもありまして車庫に入れたいということでもあります。

徳本職務代理： 地区担当委員から説明がありましたが、推進委員の方からも何かあればご発言願います。

寺口委員： 特にありません。

杉山会長： 2番天神地区中山委員さんお願いします。

中山委員： 先ほど事務局からありました説明のとおりであります。農機具を格納するための格納庫を敷地の中で検討されたいと思いますが、必要な面積を確保できないということでの転用です。特に問題ないと思えます。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当地区委員からの説明が終わりました。地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

幅委員： 特に問題ないと思っています。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第11号は意見決定いたします。

議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。8ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は6件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は上野方地区1件、加積地区2件、道下地区2件、天神地区1件、合計面積が7,970㎡です。それでは9ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第12号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

谷口委員： 現地はガスプラント建設の際に使用された土地であります周囲への影響等は問題ないと思います。

小坂委員： 2番の案件について、親子関係ということで事務局から説明のあったとおり何の問題も無いと思います。

3番の案件についても、事務局説明のとおり問題無いと思います。

原委員： 先ほど事務局から説明がありましたが、大崎推進委員と一緒に現地を確認して参りました。近隣の方の同意、排水関係について問題無いことを確認しております。

中山委員： 譲渡人についてですが、従業員も増えており現在止めている場所の他に県道沿いの小さなスペースにも無理やり止めている状態でありますので、駐車場を広げることが急務であります。申請地は自社役員の所有地ですが、これまでは隣家に貸して畑として耕作してもらっていましたが、返還を受けて転用するとのことでした。問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。
本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

本田委員： 現地を確認してまいりましたが、説明のとおりで問題ないものと思います。

畠山委員： 受付番号2番については問題ないと思います。受付番号3番の案件については、結婚された息子さんが富山市から戻って来て、どうしても駐車台数が不足しているということでの申請です。問題無いと思います。

大崎委員： 先般原委員と現地を確認してまいりました。問題ないと思います。

幅委員： 中山委員説明のとおり、事業所のすぐ側ですし問題ないと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第12号は意見決定いたします。
議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明を求めます。

杉本主任： 議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年5月28日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。12ページが総括表、13ページからが一覧表になります。今月の案件は、1議案12件で、すべて農協を通じて利用権設定を行う転貸であります。新規と再設定の内訳は、新規が6件14筆20,993㎡再設定が6件27筆24,133㎡です。全て合わせると12件41筆45,126㎡です。

以上の計画は、農用地の利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第13号は総括表記載のとおり決定いたします。

議案第13号遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 第14号議案「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」説明いたします。こちらの手続きは通称「非農地判断」と呼ばれているものでございます。農林水産省から出ている農地法の運用通知の中で、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合、対象農地が農地に該当するか否かについて農業委員会で判断を行うこととされておりますので、お諮りします。

議案書16ページの説明概要をご覧ください。今月の案件は2件ありました。地区別の内訳は松倉地区で32筆、片貝4筆、合計が36筆7,951.02㎡です。

【議案第14号 議案書をもとに朗読】

申請地は、県営治山事業による保安林指定のために、非農地判断の要請があったものです。林野庁から平成28年4月以降の保安林指定については、非農地証明（又は通知）を添付するよう指導があったことから、農業委員会での非農地判断ののち、非農地通知を発行し、県の方で保安林指定の手続きとなります。

非農地の判断基準としましては、農地法運用通知第4の（4）で、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備事業が計画されていない土地について、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、又は、その周囲の状況から見て、その

土地の周囲の状況から見てその農地を復元しても継続して利用することが見込めない。

現地については写真のとおりです。

平成30年5月30日、西布施地区担当農業委員である谷越委員、地区担当推進員である谷崎推進委員及び事務局で現地の状況を確認いたしましたところ、既に森林の様相を呈しており農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であると認められました。

山林化していると認められ、非農地と判断しても支障がないと考えられます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

谷越委員： 現場を見ますと、堰堤工事の周辺は山林化しておりました。非農地判断し保安林指定することについてはやむを得ないと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当地区委員からの説明が終わりました。地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

谷越委員： 現場を確認して参りましたが、特に問題無いと思います。

中山委員： ここは今までも利用状況調査等で遊休農地リストに上がっていたところですか。

高木主事： 耕作放棄地リストには掲載されていませんでした。恐らくその時は農地として認識していなかったと考えています。

大崎委員： 元々は田んぼをやっていたところなのですか。

高木主事： かつて耕作されていたかどうか不明です。所有者の方も市の担当者から話をするまでは所在もよく分かっていなかったそうです。

大崎委員： 売買契約等はしているのですか。

五十嵐係長： 県の方で適切な契約をしていると思います。

杉山会長： いろいろとご意見が出たところですが、非農地と判断してよろし

いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第14号は原案どおり決定いたします。

議案第15号平成30年度富山県農業政策に関する提言について事務局より説明を求めます。

五十嵐係長： 議案第15号について説明いたします。

富山県農業会議のほうから平成30年度富山県農業政策に関する提言案について各農業委員会に依頼がありました。昨年も同様の内容で出しておりますが、一部変更した部分がありましたので説明いたします。

【議案書第15号をもとに朗読】

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは原案どおり提言してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

議案第16号魚津市農業委員会「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について及び議案第17号魚津市農業委員会「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について事務局より一括して説明を求めます。

五十嵐係長： 議案第16号について説明いたします。

魚津市農業委員会「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について、前回の農業委員会で説明の後、市のホームページで公開し意見を公募したところがございます。一か月の意見聴取期間内に特段意見はございませんでした。

議案第17号について説明します。

今年の3月に活動の指針を定めさせていただきまして、その単年度の計画という位置づけになります。こちらも前回の農業委員会で説明の後、市のホームページで公開し意見を公募したところがございます。一か月の意見聴収期間内に特段意見はございませんでした。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは原案どおり決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第16号及び第17号は原案のとおり決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

横田主事： (農地法第6条による農地所有適格法人報告について)

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時30分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第10号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は農地所有適格法人である。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、これまでも水稻が耕作されており、本件の権利移転後もこれまでと同様の利用形態を行う予定であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、5月25日、中島委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第11号 受付番号1番

申請者		作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね19haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	現在既存の車庫に入りきらない自家用車について屋外に駐車しておりますが、農作業の際障害となっており、農機具及び自家用車を保管するための倉庫及び車庫を設けます。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら一部を農業用倉庫として無断転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については全額自己資金でまかなう計画であります。資金を通帳の写しで確認しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、許可後すぐに造成工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっておりますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっておりますが、本件は、倉庫及び車庫敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、本件は倉庫及び車庫を建築する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮し、雨水排水については、隣接する側溝へ放流します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第4条調査書

議案第11号 受付番号2番

申請者		作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね54haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	現在屋外にて保管している農機具を格納するための農業用倉庫を設けます。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画ではありますが、資金を通帳の写しで確認しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに造成工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農業用倉庫のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農業用倉庫を目的としており、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮し、雨水排水については、自宅敷地内へ地下浸透させます。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第12号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、土地改良事業の対象ではない小集団規模(1ha)の生産性の高くないその他の農地であり、第2種農地と判断します。転用許可基準は代替可能性なしです。	
転用目的	申請人は土木工事業を営んでおり、工事の土砂や基礎材を保管する資材置き場として利用します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全て自己資金でまかなう計画で、通帳の写しで必要な資金を確認しており適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置き場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は資材置き場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており、雨水等の排水については、地下へ自然浸透され、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第12号 受付番号2番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	申請者の譲受人は現在譲渡人と同居しておりますが、自宅に近接する父の所有地を利用して分家住宅敷地を建築されます。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全て自己資金でまかなう計画で、残高証明書で必要な資金を確認しており適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、分家住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は分家住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、被害の及ばぬように充分配慮されており、隣接する農地は申請人が耕作するため周辺に与える影響は問題ないと考えます。生活排水については公共下水道を利用し、雨水排水は申請地東側に隣接する水路に排水する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第12号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	農地区分は、申請地が上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に富山労災病院の医療施設及び新川高等学校の教育施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は自宅と隣接する申請地に自動車3台分のカーポートを建築されます。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら無断転用していましたが、その旨を反省し、今後は農地法を遵守する旨の始末書を添付されています。また、必要な資金については、全て自己資金でまかなう計画で、残高証明書で必要な資金を確認しており適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、カーポート敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件はカーポートの建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、被害の及ばぬように充分配慮されており、雨水排水は申請地南側に隣接する水路に排水する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第12号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	農地区分は、申請地が上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に青山内科及び江口おくがわ歯科医院の2種類の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請地である仏田地区は幹線道路へのアクセスも良く、今後も住宅需要が見込まれる地域であることから、注文住宅敷地11区画分として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で通帳の写しを申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地内に計画される公園及び緑地内に流用計算に基づく必要な調整池を設け、流用調整のうえ隣接する排水路へ放流する排水計画が申請書に添付されており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第12号 受付番号5番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、富山地方鉄道新魚津駅から500m以内にある市街化の見込まれる区域であり、第2種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	申請地である北鬼江地区は鉄道駅の近くにあり、周囲に学校や商業地も多く存在することから今後も住宅需要が見込まれる地域として、注文住宅敷地9区画分として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で融資可能証明を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、流用調整のうえ隣接する排水路へ放流する排水計画が申請書に添付されており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第12号 受付番号6番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね30haの一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	現在、従業員の駐車スペースを事業所敷地内の通路に詰め込みで駐車しておりますが、通行の妨げとなっているため、事業所に近接する申請地を駐車場敷地として利用します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で通帳の写しを申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、被害の及ばぬように充分配慮されており周辺に与える影響は問題ないと考えます。雨水排水は申請地東側に隣接する水路に排水する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		